

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「100点満点を目指さなくてもいい。試合をつくることに集中しろ」。広島黒田投手がチームメイトの福井投手にした助言です。この言葉で、完璧を目指さず、今自分でできるベストを尽くすことに心が向くようになり精神的に安定してきました。

「気持ちがプラスになってストライクを取ることが精一杯でなくなった。技術面で変えたものはない」と言います。変えたものは気持ち。完璧を求めなければピンチの場面でも動じなくなります。ゼロに抑えなくても1点多ければ勝ちです。何事も気持ちの持ちようです。

私の書棚より

○絶滅企業たちには一つの共通点がある。それは過去の成功神話にあぐらをかき、気がつけば独善的になり、時代遅れになっていたこと。

○ある時代に効果的に機能したビジネスモデルが、環境が変わり、無用の長物になることは少なくない。生物界にも言えるが、恐竜のように環境に適応しすぎた種は、一度環境が激変すると、絶滅しかねない。

「絶滅企業に学べ！」
指南役著 大和書房

税務アンテナ

□借入金の返済が終わった賃貸アパートを贈与する際でも、敷金という債務は同時に引き継ぐことになります。

この場合も負担付贈与に該当しますので、相続税評価額ではなく、賃貸アパートの通常の取引価額から敷金相当額を控除した金額が評価額となり贈与税対象となります。

ただし、敷金相当額の現金の贈与を同時に行う場合には、当該敷金を返還する義務まで承継させる意思がお互いになく、実質的な負担がないと認定されるため、負担付贈与の適用はありません。

□事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得は雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうとされています。

このため、請負契約に基づき、仕事の遂行により請求書を発行する場合には、事業所得となりますが、契約によって所得区分が判定できないときは、報酬の支払者から、時間的拘束や指揮監督を受けるか、材料又は用具等の支給を受けるか等により、総合勘案して判定することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

9月の税務スケジュール

10日	○ 8月分の源泉所得税の納付
30日	○ 7月決算法人の確定申告 ○ 28年1月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 10月、28年1月、4月決算法人の消費税中間申告

30日	○ 9月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	-----------------------

今月の贈る言葉『計画のない目標はただの願い事にすぎない』 by サン・テグジュペリ

